明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕　一
○臨時の利用状況調査の対象となる割当可能周波数帯、地域その他の必要な事項を定める件（総務二〇二）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委二九）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三〇）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同三一）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇三）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一四一）
○国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（国税庁一三）
○国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同一四）
○大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第五条の規定による大学等の課程の認定を取り消した件（文部科学七七）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件（厚生労働二三八）
○保安林の指定をする件（農林水産七六二～七六四）
○保安林の指定を解除する件（同七六五～七七九）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同七八〇～七八二）
○理論政策更新研修機関の業務を廃止する旨の届出があった件（経済産業一一一）
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（国土交通五九〇～五九四）
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（同五九五～六〇〇）
○国土交通大臣が講習の実施機関を廃止する件（同六〇一、六〇二）
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を廃止する件（同六〇三～六〇五）
○国際旅客船拠点形成港湾を指定した件（同六〇六）
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（関東信越厚生局一～六）
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（近畿厚生局一）　三
〔国会事項〕　一〇
〔官庁報告〕　一〇
官庁事項
登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　二
登録海技免状更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）
登録海技免状失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）
登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示（同）
登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）
〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係
裁判所　二
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
国土交通省共済組合定款の一部変更関係
会社その他　三〇